

海外労働事情

イギリス 若者・低賃金層などへのコロナ禍の影響

ロックダウンの段階的な解除を受けて、労働市場にも雇用の増加や失業率の低下など、改善の兆しが見られ始めているものの、若年層は依然として厳しい雇用状況に直面しているほか、低賃金層などでは仕事への復帰が難しい状況もみられる。

若年層が失業・非労働力化

統計局によれば、2021年2～4月期の失業率は4.7%で、ピークとなった昨年10～12月期(5.1%)から4カ月連続で改善が続いている。歳入関税庁に登録された賃金支払い対象の被用者数も、昨年11月以降緩やかな増加に転じており、5月には前月から19万6,780人の増となった(図)。特に宿泊・飲食業(5万3,767人)や事務・補助サービス業(5万28人)などでの増加が顕著だ(注1)。経済の再開に合わせて求人数も多く業種で拡大しており、一部の業種では労働力の調達が困

難な状況に直面しているともいわれる。これを反映して、賃金上昇率は4月時点で5.6%と、消費者物価上昇率(1.5%)を大きく上回る伸びを示している。

しかし、雇用の好調ははまだ若年層に十分及んでいないとみられる。2021年2～4月期の失業率は16～17歳層で32.0%、18～24歳層で11.7%であり、同期までの1年間で就業率が大幅に悪化し(16～17歳層でマイナス8.4ポイント、18～24歳層でマイナス2.1ポイント)、失業および非労働力化が進んだ。非労働力人口では「学生」を理由とする層が急速に増加している。

低賃金層の仕事への復帰に困難

シンクタンクResolution Foundationは、低賃金層における状況をまとめている(注2)。コロナ禍の影響により、失職や一時帰休、労働時間・収入の減少に直面した労働者の比率を所得階層

別にみると、第1五分位層(最も所得の低い20%)では21%で、第5五分位層(7%)の3倍にのぼる。また、政府の実施する「雇用維持スキーム」(一時帰休中の従業員について賃金の8割を補助)により、一時帰休の対象となった者のうち、全体では44%が元の仕事に復帰しているが、第1五分位層では36%にとどまり、38%がいまだに一時帰休状態にあるほか(全体平均は34%)、18%が仕事を変えている(同12%)。なお、影響の大きかった業種のうちでも、卸・小売業では元の仕事に復帰する労働者の比率が17%と相対的に低く(飲食業やレジャー・対人サービス業では、それぞれ23%、31%)、転職についても別業種への転職比率が12%と他業種に比べ高い(同4%、5%)傾向にあるという。

シンクタンクはまた、今後の経済回復の過程では中高年層の労働市場への復帰が課題となる可能性を指摘している(注3)。理由として、高年齢層では、一時帰休がより長期にわたっていること、また若年層と違って、コロナ禍の影響をそこまで受けていない業種の従事者が多いとみられる(今後の経済回復の恩恵を受けにくい)ことなどをあげている。

[注]

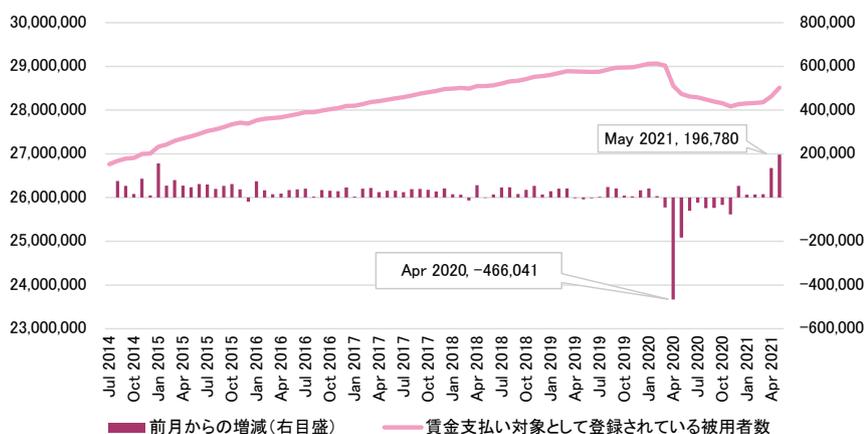
- このほか、教育業や保健・介護業でそれぞれ2万人強。
- “Low Pay Britain 2021”。エセックス大学の調査(2021年3月時点)データを分析している。
- “Living Standards Audit”

【参考資料】

Office for National Statistics, Resolution Foundation 各ウェブサイト

(海外情報担当)

図 被用者数の推移(人)



資料出所: Office for National Statistics 'Labour market overview, UK: June 2021'

アメリカ 接種後の雇用情勢の改善と「求人難」

米国では新型コロナウイルスの予防接種を受けた人が増加し、経済活動が本格的に再開しつつある。雇用情勢の改善も進んでいるが、募集しても人が集まらない「求人難」の声もきかれる。コロナ対策として実施された失業保険給付の加算（上乘せ）などの措置が就職意欲を低下させているのではないかとという見方から、半数以上の州が予定より前倒しで打ち切る方針を示した。ただし、就職を阻害する要因としては、職場での感染の警戒、健康上の懸念、学校や介護・育児施設などが通常の運営体制に戻っていないこともあるとみられ、打ち切りを危惧する人も少なくない。

6月の失業率は5.9%まで改善

英オックスフォード大学の研究者らが運営する「Our World in Data」によると、7月7日現在で新型コロナウイルスのワクチンを1回でも接種した人の割合は54.6%、完全に接種を終えた人の割合は47.2%にのぼる。ニューヨーク州では「成人の約7割が1回目の接種を終えた」ことなどから「緊急事態宣言」を解除。市民生活、経済活動が「コロナ禍前」の日常を取り戻しつつある。

連邦労働省が7月2日に発表した米国の6月の失業率（季節調整値）は5.9%、非農業部門の雇用者数（同）は1億4,575.9万人（前月比85万人増）となっている。それぞれ感染拡大の直後である20年4月の14.8%、1億3,016.1万人（前月比2,067.9万人減）から1年かけて徐々に回復してきたが、「コロナ前」の水準には戻りきれてい

ない（図1）。

「飲食」などの産業が回復を牽引

6月の雇用者数の増減（対前月比）を産業別にみると、「娯楽・接客」が34.3万増と突出し、雇用の回復を牽引している（図2）。「娯楽・接客」産業には、「宿泊業」や「飲食店等」が含まれる。このうち「宿泊業」は7.5万人、「飲食店等」は19.4万人の増加を記録した。ただし両産業の6月の雇用者数はそれぞれ165.3万人、1,103.7万人で、「コロナ禍」前の20年2月の水準（それぞれ210.4万人、1,230.8万人）に達していない。

失業手当の加算で求職意欲低下

現地報道によると、「募集をかけても人が集まらない」という「求人難」の声が各地であがっている背景に、失業手当の加算措置などが就職意欲を低下させていることが指摘されている。

失業保険給付については20年3月のコロナ対策で①週600ドルの加算支給（連邦パンデミック失業補償、FPUC）②ギグ・ワーカーやフリーランス、自営業者らを対象にした特例給付（パンデミック失業支援プログラム、PUA）③受給満了者の支給期間延長（13週間、パンデミック緊急失業補償、PEUC）——などの制度が設けられた。現在のFPUCによる加算額は週300ドルで、一連の特例措置の期限は9月6日に設定されている。

最高の州では週502ドル支給

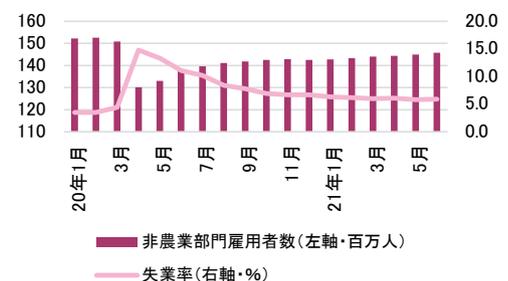
米国では失業保険制度を各州で運営しており、財源は基本的に州失業税によって賄われる。通常の給付額や給付期間は州によって異なる（注1）。

連邦労働省雇用・訓練局の集計によると、2021年1月発表の週あたりの給付額（加算給付分を除く）は連邦平均で348.49ドル。州別にみると、最高額のマサチューセッツ州（502.33ドル）と最低額のルイジアナ州（191.17ドル）とでは300ドル以上の開きがある。

一方、同省労働統計局によると、21年5月の民間平均賃金（週給）は1,058.52ドル。産業別にみると、最高額が「情報」の1,666.13ドル、最低額が「娯楽・接客」の481.19ドルとなっている。

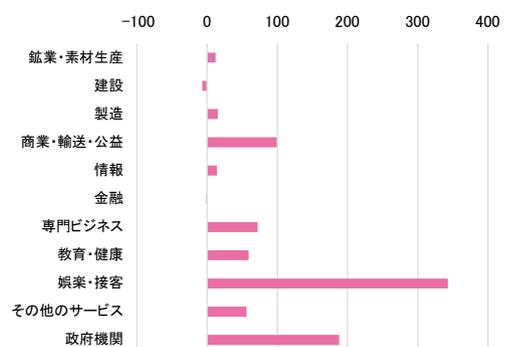
こうした統計をみると、地域や産業

図1 失業率と非農業雇用者数(季節調整値)の推移



資料出所:連邦労働省労働統計局ウェブサイト

図2 産業別雇用者数の増減(21年5月、対前月比、季節調整値、単位:千人)



資料出所:連邦労働省労働統計局ウェブサイト

の状況によっては加算措置などにより、就職して賃金を稼ぐより高い水準の失業保険給付を得られることも考えられる。

全米商工会議所は5月7日、「政策立案者が今行うべきことは、毎週300ドルの失業保険給付の加算を終了することだ。会議所の分析によれば、受給者のおよそ4人に1人は仕事で稼ぐよりも、失業状態にいるほうが多くを得ている」とのコメントを発表し、加算措置の早期打ち切りを求めた。

半数以上の州が加算打ち切りを前倒し

ニューヨークタイムズ紙によると、6月27日現在、全米50州のうち26の州(アラバマ、アラスカ、アリゾナ、アーカンソー、フロリダ、ジョージア、アイダホ、アイオワ、インディアナ、ルイジアナ、メリーランド、ミシシッピ、ミズーリ、モンタナ、ネブラスカ、ニューハンプシャー、ノースダコタ、オハイオ、オクラホマ、サウスカロライナ、サウスダコタ、テネシー、テキサス、ユタ、ウェストバージニア、ワイオミング)で、州知事らが6~7月中に、失業保険給付に関する一連の特例措置を前倒しで打ち切る方針を表明し、実行に移しはじめた(注2)。このうちルイジアナ州を除く25の州知事が共和党に所属。財政出動に消極的で、自由な経済活動を重視する同党の政策を進めている。

なお、一連の特例給付の資金は、20年3月制定の「新型コロナウイルス支援・救済・安全保障法(CARES法)」に基づき、連邦政府が各州の失業保険プログラムを支援する形で拠出している。各州知事の判断は、こうした連邦政府の支援を予定より早く停止するものだ。

「就職ボーナス」を支給する州も

失業者の就職を促すため、アリゾナ州、モンタナ州、ケンタッキー州などでは、失業状態から新たに就職した者に1,000~2,000ドルの「ボーナス」を支給すると発表した。

アリゾナ州では先着順に少なくとも最初の10週間に320時間以上働くこと、モンタナ州ではフルタイムの仕事に少なくとも4週間就くこと、ケンタッキー州では4週間で少なくとも120時間の仕事を完了すること、などを条件とする。財源についてこれらの州知事は、連邦政府の支援金を活用すると表明している。

感染への警戒なども要因

就職を阻害する要因としては、職場での感染の警戒、健康上の懸念、学校や介護・育児施設などが通常の運営体制に戻っていないことなども考えられ、打ち切りの動きを危惧、批判する人も少なくない。

ニューヨークタイムズ紙とモメンティブ社によるオンラインの世論調査(2,600人の成人を対象に6月実施)の結果によると、約半数(52%)が加算給付の早期打ち切りに賛成しているが、支持政党によって大きく意見が分かれている(共和党支持層では80%、民主党支持層では27%、無党派層では50%)。

就職意欲はあるが失業状態にある人にその理由をたずねると、単独の理由として最も多かったのは「価値のある仕事が見つからない」(33%)で、「家庭責任を果たす必要がある」(21%)、「職場を安全と感じない」(11%)と続いている。複数の理由をあげた人の回答には「健康上の問題がある」「自

分に適した職業の仕事自体が少ない」などもある。

労働者の権利擁護団体「全国雇用法プロジェクト(National Employment Law Project)」は6月23日、26州で合計470万人が加算打ち切りの影響を受けるという試算を公表。PUAを含む特例措置を打ち切る22州では、230万人以上が全く給付を受けられない状態に陥ると推計している。

同プロジェクトでは、「人々が必要とする限り、パンデミックの失業保険プログラムを再承認する必要がある。さらに重要なことは、包括的な失業保険改革を今年の最優先事項にすることだ」と主張。受給資格や支給期間、国内統一基準制定などの改革を提唱している。

[注]

- ほとんどの州は最大給付期間を26週間に設定している。
- アラスカ、アリゾナ、フロリダ、オハイオの各州では、PUA、PEUC打ち切りの前倒しには言及していない。
インディアナ、メリーランド、オハイオ、テキサスの各州では本件をめぐる訴訟になった。インディアナ州の裁判所は6月25日、「打ち切りの前倒しは家賃や光熱費などの支払いに支障をきたす」との原告の主張を認め、州に給付の再開を求める判決を出した。
ノースカロライナ、ウィスコンシンの両州では共和党多数の州議会が前倒しを決議したが、民主党出身の州知事が拒否した。

【参考資料】

労働政策研究・研修機構(2016)『米国の失業保険制度』
Our World in Data、ウォールストリートジャーナル、全国雇用法プロジェクト、全米商工会議所、ニューヨークタイムズ、ブルームバーグ通信、モメンティブ社、連邦労働省、労働統計局、各ウェブサイト

(海外情報担当)

ドイツ

コロナ禍でも3万のビザを発給 ——専門人材移民法施行から1年

専門人材移民法 (FachKrEG — Fachkräfteeinwanderungsgesetz) は2021年3月で施行後1年を迎えた。同法は、EU域外出身の専門人材の受入促進を目的としている。連邦労働社会省によると、同法のもとで2020年3月1日から12月31日までに、計3万のビザが発給された。コロナ禍にもかかわらず、同制度の活用が進んでいることが明らかになった。

「ブルーカード」とは

EU域外出身者を対象とした既存制度としては、「大卒以上の高度人材」の受入促進策である「ブルーカード (Blaue Karte)」がある。「ブルーカード」は、2012年から導入されている滞在・就労許可制度で、長期的な人口減少に伴って不足が懸念される高度人材を、EU域外から積極的に受け入れて補うことを目的としている。アメリカの「グリーンカード」を模して、「ブルーカード」と呼ばれている。ブルーカードによる就労に際して、連邦雇用エージェンシーの同意は不要である。また、有効期間は最大4年だが、雇用契約期間が4年に満たない場合は、契約期間に3カ月を加えた滞在が認められる。雇用期間が33カ月継続するなど一定の条件を満たすと、定住許可の申請が可能となるが、十分なドイツ語能力を有する場合は、ブルーカード取得から21カ月後に定住許可を取得できる。

なお、受入要件には、大学卒業資格のほか、年収要件 (毎年変更) なども設けられている。2021年は、年収5万6,800ユーロ以上の具体的な雇用先

がある場合で、初回の滞在許可は最長4年まで認められる。なお、専門家が不足している分野 (数学、自然科学、IT専門家、技術職、医師) に対しては、最低年収が4万4,304ユーロ (2021年) と低く設定されている。これらの職種での就労は、優先権審査は不要だが、比較性審査は必要である。

専門人材移民法の概要

専門人材移民法は、EU域外出身の専門人材 (熟練労働者) の獲得を目的として、主要部分が2020年3月1日に施行された。同法は、複数の法律を同時に改正 (または制定) する条項法であり、これにより、滞在法、社会法典第3編 (SGB III)、職業資格評価法 (BQFG) など多岐にわたる法改正が行われた。

専門人材移民法は、既述のブルーカードの経験や実績をもとに、対象を「職業訓練修了資格を有する者」にも適用拡大することで、より幅広い人材の確保を目指している。

同法における「専門人材/熟練労働者 (Facharbeiter)」の対象は、EU域外出身の「大卒者」と「職業訓練 (通例、訓練期間が少なくとも2年以上と定められるもの) 修了者」である。さらに詳述すると、①ドイツの大学修了資格 (または、認定を受けた外国の大学修了資格、もしくはそれと同等の修了資格) を有する者②ドイツの認定訓練職種における訓練修了者 (または同等の外国の職業資格を有する者) —— が該当する。

同法のもとで、「公認資格」と「ドイツにおける雇用契約」がある場合、採

用前にドイツ国内またはEU域内の求職者を採用できないかを確認する連邦雇用エージェンシーによる「優先権審査 (Vorrangprüfung)」は不要である。

ただし、職業訓練に参加する場合は引き続き、優先権審査が実施される^(注1)。

なお、優先権審査は廃止されたが、連邦雇用エージェンシーによる「資格の同等性審査」や「労働条件審査<当該外国人が同職種のドイツ人労働者と同等の労働条件 (特に賃金面) で雇用されることの確認>」は引き続き実施される。これは、外国人労働者への適切な賃金支払いを確保し、賃金ダンピングを防ぐために重要との政策判断がなされたためである。また、労働市況が変化した場合に、例えば、特定職種や特定地域で、優先権審査の再導入をただちに可能とするための命令権限も定められた。

職業資格を有するEU域外の専門人材であれば、連邦雇用エージェンシーが人材不足と判断した職種に限定せず、あらゆる職種での就労が可能になった。また、対象となる人材の受入手続きについて、中央外国人局 (zentrale Ausländerbehörde) への管轄の一元化と関連手続きの簡素化も行われた。

このほか同法は、IT分野の高度な実務経験のある専門人材については、就労に際して、正式な資格の有無も不問とした。この場合、少なくとも3年以上のIT実務経験があり、2021年の年収が5万1,120ユーロ以上 (毎年変更) で、連邦雇用エージェンシー (BA) の斡旋協定の枠内で、BAが申請者の知識レベルを評価し、申請者の資格認定のために追加的に必要な資格取得措置が決定されていることが要件となる。

認定訓練職種における訓練修了者に対しては、大卒者に対する既存の優遇

規定に準じて、求職のための期限付きの受け入れが可能となった。ただし、一定のドイツ語能力や生計確保の要件を満たす必要がある(注2)。

外国人による社会保障制度の濫用を防ぐため、ドイツ入国時には、申請者および一緒に入国する家族の生計を自ら確保できることを証明する必要がある。申請者の年齢が45歳以上の場合、年収4万6,860ユーロ以上(2021年)を稼いでいるか、適切な老齢保障があることを証明しなければならない。

ZSBAによるサービスの補強

専門人材移民法が2020年3月1日から施行されたタイミングで、同年2月から、専門人材のスムーズなドイツでの滞在と就労に向けて、既存の助言や情報提供では足りない部分を補強するために、「職業認定中央サービスセンター(ZSBA)」が設置された。ZSBAは、連邦雇用エージェンシー所管の中央外国・専門職業仲介局(ZAV)(注3)内に、連邦教育研究省(BMBF)の4年間のモデル事業として設置された。

ポイント制に関する議論

専門人材移民法の制定に際して、カナダのようなポイント制による外国人の受入制度の必要性が改めて議論されたが、導入にはいたらなかった。この点について連邦内務省(BMI)は、「ポイント制は何度も議論の俎上に上がるが、長い選考プロセスと新たな行政手続の煩雑化を意味し、簡素化と逆行する。EU域外の専門人材の受入促進に大切なのは、ドイツの労働市場の現状に的を絞った職業斡旋と、外国におけるドイツ語教育の強化である。また、大学や訓練修了資格について認定機関

が適切に評価し、一元的な管理を行うことで社会保障の濫用も防止できる。専門人材移民法は、必要な人材の受け入れを、経済的要請に応じて十分果たすことができる」と説明している。

ビザ3万件に対する閣僚のコメント

連邦労働省(BMAS)のプレスリリースでは、コロナ禍にもかかわらず、専門人材に対して短期間に3万のビザが発給されたことに対する閣僚のコメントが掲載されている。

フベルトゥス・ハイル連邦労働社会相は、「コロナ禍で、医療・介護、あるいはITを活用する企業や公共サービス、その他の多くの分野にとって、専門人材がどれほど重要なかが明らかになった。少子高齢化とデジタル化により、EU域外出身者を含む専門人材に対する需要は常に大きい。この課題に対して、私たちは専門人材移民法という非常に良い枠組みを構築し、すでに効果を上げている。今後はさらにそれを増大させるだろう。この点について、私たちには、連邦雇用エージェンシーという強力なパートナーがおり、現地の雇用エージェンシーや中央外国・専門職業仲介局等を通じて、外国人専門人材と雇用主をつないでいる。目下私にとって気がかりなのは、労働条件である。優れた人材をめぐり、私たちは世界規模の獲得競争のただなかにいる。私たちはできる限り魅力的であらねばならず、専門人材移民法はそのための礎を築いた」とコメントしている。

また、ホルスト・ゼーホーファー連邦内務相は「1年前に専門人材移民法が施行された時、移民政策の節目となると私は述べた。今日、数字(ビザ発給3万件)を見れば自ずとそれは明ら

かである。導入後1年足らずで、ドイツは有資格専門人材獲得競争で成果をあげ、ドイツ労働市場への合法的な道を人々に提供している」と評価している。

[注]

- 1 同法により、職業訓練を希望する人も訓練ポストを探すために入国することが可能になった(B2レベルのドイツ語能力、在外ドイツ語学校の修了資格、または大学入学資格となる学校の修了資格、年齢が25歳以下であること、独自に生計を確保できること等が要件)。さらに、ドイツで資格取得措置を受けるために滞在する可能性も拡大された。要件となるのは原則として、外国からドイツの管轄機関での資格認定手続がすでに行われており、この手続で、保有する外国の資格がドイツの職業訓練と比較して不十分であることが確認されていることである(認定通知書)。さらに、資格取得措置に相応するドイツ語能力を有していることも、資格取得措置の実施のためのビザを付与する要件となる。通例は少なくとも、基本的なドイツ語能力(A2レベル相当の語学力)が求められる。18カ月の滞在許可は、例えばこの滞在目的で6カ月間、2年を最長期間として延長することができる。滞在許可の最長期間の経過後は、職業訓練、大学教育、または就労を目的とした滞在許可が付与される可能性がある。
- 2 認定訓練職種における訓練を修了したEU域外出身の外国人は、求職のための入国が可能で、最長6カ月の滞在許可が受けられる。ただし、保有する外国の資格がドイツの管轄機関による認定を受けていること、滞在のための生計が確保されていること、求職先に相応するドイツ語能力を有していることが要件となる。語学力に関しては通例、少なくとも欧州言語共通参照枠のB1レベルのドイツ語能力が要求される。求職のための滞在中は、週当たり10時間までのトライアル就業が可能となる。これにより、使用者と当該の外国人労働者が相互に適性を判断することができる。なお、このトライアル就業は、公認の大学教育を修了したEU域外出身の外国人(これまでどおり求職のために、同じく最長6カ月の入国が認められる)に対しても、認められている。
- 3 ZAVは、EU域外出身者が就労目的で滞在を希望する際に、「優先権審査」や「同等性審査」等を行っている。

【参考資料】

BMAS Pressemitteilungen
(26. Februar 2021),
Fachkräfteeinwanderungsgesetz, BMI ほか。
(海外情報担当)

フランス

小規模企業に助成金を支給する連帯基金の出口戦略

ロックダウンが実施された影響で売り上げが大幅に減少した零細企業や独立自営業者などに対して、国および地方圏が拠出する連帯基金からの助成金が20年3月から給付されている。給付条件は10月の再ロックダウン時に緩和され、給付対象が拡大した。3度目のロックダウン解除を受けて21年6月以降、支援額を引き下げ、7月、8月にはさらに段階的に減額し、8月末で終了する予定である。

売上減の小企業に1,500ユーロ支給

20年3月に最初のロックダウンが実施された際、小規模企業を対象とする経済的支援が始まった(注1)。従業員数10人以下の小規模企業や独立自営業者を対象として、年間売上高が100万ユーロ未満かつ課税対象利益が6万ユーロ未満で営業禁止となった業種、あるいは2020年3月の売り上げが前年同月比で50%以上減少した場合に、1,500ユーロを上限として助成金が支給されることになった(3月分として)。同様に、4月も営業禁止の企業や前年4月も売上高または前年の月額平均売上高と比べて50%以上落ち込んだ企業に対して、上限で1,500ユーロが支給された。

さらに4月15日以降、非常に困難な状況にある企業には、審査のうえで、2,000ユーロから5,000ユーロの追加助成金が支給されることになった。その後、再ロックダウンに伴い、2020年11月には助成金額が、それまでの上限1,500ユーロから1万ユーロまで引き上げられ、支給対象となる従業員規模は10人以下から50人以下に拡大

された。

ロックダウンの影響別に支援

21年5月までの期間の助成金は、業種などによって給付条件や給付額が異なるかたちで実施されており、①21年5月まで全期間営業禁止となった業種(カフェ・レストランなど)②一部期間が営業禁止となった業種(衣料品販売など)③営業可能であったがロックダウンの影響を直接受けた業種(ホテル、飲料品販売業、テーマパークなど)④影響を受けた業種の取引先(漁業やビール製造業、チーズ製造業、食品や衣料品の卸売業など)——に区分されている。

①に対しては、売上減少額(上限1万ユーロ)、あるいは従前売上の20%(上限20万ユーロ)のいずれか高いほうが支給され、②の場合には、同月の売り上げが従前売上より20%以上50%未満減少した場合に、売上減少額(上限1,500ユーロ)、50%以上の売上減少の場合に、売上減少額(上限1万ユーロ)あるいは従前売上の20%(上限20万ユーロ)の高いほうを支給。③の場合には、売上減少額(上限1万ユーロ)あるいは、従前売上の15%(上限20万ユーロ)の高いほう、④の場合、売上減少額の80%相当額(上限1万ユーロ)あるいは従前売上の15%(上限20万ユーロ)の高いほうが支給された。

2021年の6月以降は、新たな感染再拡大などが無い限り、防疫措置が段階的に解除されるため、連帯基金からの助成金制度は徐々に縮小されることになった。6月には売上減少額の

40%を支援するかたちに変更され、7月には30%、8月には20%に引き下げられ、8月末で終了する予定である。

支援縮小に対する反発みられず

21年5月以降、感染拡大防止措置の緩和が進み、多くの経済活動が再開されている。連帯基金からの助成金制度の縮小に対する大きな反発は、現在のところ、特に見られない。フランス中部のアンドレ県の中小企業経営者連盟(CPME)代表によると、支援が突然なくなり企業の事業活動が困難な状態にならないよう、段階的な縮小は、良い妥協案であるという認識を示している(注2)。テラスに席がないため、6月9日まで再開しないことを決定したワインバー経営者は、営業再開できれば顧客が戻ってきて、助成金が必要なくなるだろうと見込んでおり、楽観的な見方をしている。多くの企業経営者は、経済活動が再開し、客足の回復により、連帯基金の支援も必要なくなると考えている。

しかし、今後、一部の企業は20年春以降に実施した緊急融資(政府保証の融資)の返済が始まるため、これからも企業の経営状態を注意深く見続ける必要があるとの見方もある。CPMEは中小企業の融資返済に関して支援する準備を進めている。

[注]

- 1 経済省ウェブサイト(Fonds de solidarité pour les entreprises, indépendants, entrepreneurs)参照。
- 2 «Fin dégressive du fonds de solidarité : les entreprises indriennes sont sereines», France Bleu, 31 mai 2021.

(ウェブサイト最終閲覧:2021年7月7日) (海外情報担当)

中国

2020年コロナ禍の労働市場
——「人力資源と社会保障事業発展統計公報」より

政府は「2020年度 人力資源と社会保障事業発展統計公報（以下、公報）」（注）を6月28日に発表した。2020年は、新型コロナウイルス感染拡大のため、経済社会活動が大きく停滞した年であったが、雇用の分野にもその影響は大きく現れた。「公報」から、労働市場の動向と社会保険、職業訓練、労働争議の各状況を紹介する。

労働市場の動向と政府の取り組み

2020年の全国の就業者数は7億5,064万人で、前年比2,407万人減少した。産業別の割合は、第1次産業の就業者数が23.6%、第2次産業が28.7%、第3次産業が47.7%であった。また、都市部の就業者数は4億6,271万人で、前年比2,024万人増加した。農民工数は2億8,560万人（うち出稼ぎ農民工数は1億6,959万人）で、前年比517万人減少した。

新型コロナウイルスの感染拡大は雇用に深刻な影響を与え、失業者数が急増した。都市部の登録失業者数は1,160万人で、前年比215万人増加した。なお、都市部登録失業率は4.2%、全国調査失業率は5.2%であった。

政府は、就業意欲のある出稼ぎ農民工に対して、チャーターした専用バスや列車、車両、飛行機などの交通手段を提供する「点对点」(出発地から目的地まで)サービスを実施し、累計で606.8万人の全国出稼ぎ農民工の移動を支援した。

また、大学新卒者の就職を支援する「基層部（行政、農村の末端組織）の雇用プロジェクト」により、3.9万人の大卒者が貧困地域に派遣され、「三

支一扶（教育、農業、医療の支援と貧困扶助）」事業に従事した。

また、4.58万カ所ある全国の職業紹介機関では、2.9億人に職業の斡旋を行った。

このようにして政府は、4.9万戸の就職困難世帯に対し、少なくとも1世帯で1人以上の就職を実現した。

社会保険の概況

基本年金保険・失業保険・労災保険の社会保険基金の2020年の収入総額は5兆666億元で、前年比8,463億元（14.3%）減少した。一方、支出総額は5兆7,589億元で、前年比3,097億元（5.7%）増加した。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、2019年との比較では、いずれの基金も総支出が総収入をはるかに上回っている。

基本年金には「都市部基本年金基金」と「都市農村部住民基本年金保険基金」があり、全国の都市部基本年金保険の2020年末時点の加入者数は4億5,621万人で、前年比2,133万人増加した。その内訳は、雇用労働者の加入者数が3億2,859万人、離職者の加入者数が1億2,762万人で、それぞれ前年比で1,681万人と452万人増加した。

「都市部基本年金保険基金」の総収入は4兆4,376億元で、支出は5兆1,301億元、残高は4兆8,317億元となった。

「全国の都市農村部住民基本年金保険基金」の2020年末時点の加入者数は5億4,244万人で、前年比978万人増加した。同基金の総収入は4,853億元、支出は3,355億元、残高は9,759億元であった。

職業訓練の概況

2020年末の技工院校（技術労働者学校、中等専門学校、高等職業技術学院を含む）は2,423カ所で、在籍学生は395.5万人であった。全国職業訓練センターは2,622カ所、民間職業訓練機構は2万5,851カ所である。

また、補助金付きの職業訓練の受講者は2,700.5万人で、職場内訓練である「以工代訓」により職業訓練を受ける者は2,209.6万人であった。

労働争議の概況

2020年の労働争議調停組織と仲裁機関による労働争議案件の処理件数は221.8万件で、関与した労働者数は246.5万人、係争金額は530.7億元に達した。処理件数は212.3万件で、調停成功率は70.6%、仲裁結審率は96.2%、仲裁終結率は70.5%であった。

経営悪化による賃金未払いや不当な賃金カット、企業の一方的な雇用調整、リストラなど、新型コロナウイルス感染拡大の影響による労働争議案件が頻発している。

[注]

人力資源と社会保障部 <http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/dongtaixinwen/buneyiaowen/rsxw/202106/P020210603650163762420.pdf>

(海外情報担当)

インド

チェンナイの自動車工場で操業停止を求める抗議行動——コロナ感染対策の徹底を求めて

インド南部のタミル・ナードゥ州政府は、新型コロナウイルス感染拡大対策として、5月10日から2週間の予定でロックダウンを実施し、その後、数回にわたって延長した(注1)。同州の州都チェンナイには自動車メーカーの生産工場が集積しており、「南アジアのデトロイト」と呼ばれているが、フォードやルノー・ニッサン、ヒュンダイといった世界的な自動車メーカーの工場において、新型コロナウイルス感染が拡大している。工場労働者は、感染拡大対策が十分にとられていないことを理由に、操業停止を要求して抗議行動をとったため、各社は5月末の数日間、操業停止することになった。

感染した従業員の医療費負担を要求

5月10日～24日までのロックダウン期間中、販売市場が閉鎖されたため、製造工場の一部はメンテナンスのため操業を停止し、その他の工場でも在庫管理のため生産量を削減する体制となった。ロックダウンが31日まで延長された際、州政府は自動車工場の稼働を許可したが、チェンナイの1日の新規感染者数は約3万人で、インド国内で最も感染者数が多い州の1つだった。感染拡大が収まらないなか、防疫措置が十分に取られないままの工場操業を疑問視する労働者が、操業停止を求めて抗議行動を実施した。

フォードは5月12日～5月24日まで操業を停止していたが、25日から操業を再開した(注2)。再開直後の5月27日に労働者の一部が万全のコロナ感染対策を実施するように会社側に要求し、座り込みの抗議を行った。経

営陣への要求書のなかで労組は、230人以上の労働者がウイルスに感染していると指摘したうえで、検査で陽性となった後に死亡した2人の労働者の親族に対して、それぞれ1億ルピーの補償金を支払うよう求めた。また、労働者が感染した場合には、会社側が労働者の医療費を全額負担すること、感染が急拡大した場合には工場を閉鎖し、労働者に有給休暇を与えるように要求した。27日の抗議活動は生産に影響を与えなかったが、5月28日～30日までの3日間、工場を閉鎖することが発表された。

5日間の操業停止と休暇の付与

ヒュンダイは、ロックダウン開始の5月10日～15日までメンテナンスのため操業を停止した(注3)。その後、操業を再開したが、5月24日、数人の労働者が操業停止を求めて座り込み抗議を行った。その日の生産は通常通り行われたが、同社と労働組合は、5月25日から5日間、操業停止し、労働者に休暇を付与することで合意した。会社側は、操業停止は従業員の安全を確保するための積極的な予防措置であるとしている(注4)。

裁判所による安全確保の検査命令

タミル・ナードゥ州は、自動車工場向けに感染拡大の第2波対策として労働者安全ガイドラインを策定している(注5)。ルノー・ニッサンでは、労働者を代表する労組が、5月24日に同社工場がガイドラインを順守しておらず、安全に就労することができないことを理由として、5月26日からスト

ライキを実施すると会社側に通告した(注6)。労組は工場内のソーシャルディスタンスが十分に確保されていないと指摘しており、タミル・ナードゥ州当局が検査に入るように裁判所に提訴した。これを受けて、同社は工場内の管理体制を確認するため、5月30日まで工場を閉鎖することになった。

マドラス高等裁判所は、6月7日に州産業安全局に対して、同社工場を訪問し、感染拡大対策が順守されているかどうか確認するよう命じた。労組メンバーと同社経営陣が同席した検査の結果、同工場は安全ガイドラインに準拠していることが、産業安全局の担当職員によって確認された。同社が裁判所に提出した書類では、一部の作業場で労働者間の距離を2～3フィート以上確保することは不可能であるとしたうえで、マルチ、ヒュンダイ、キア、フォード、BMWなど同業他社の工場と同じ水準のソーシャルディスタンスを確保しているとしている。

チェンナイで6月に行われた検査では、ヒュンダイ、フォード、ルノー・ニッサンなどの自動車工場労働者の4人に3人がワクチン接種を受けておらず、7人に1人の労働者がウイルスに感染して、21人が亡くなっていたことがわかった(注7)。

[注]

- 1 7月7日現在、7月12日の午前6時まででロックダウンとなっている。
- 2 The Hindu, May 27, 2021.
- 3 Times of India, May 24, 2021.
- 4 Hindustan Times, 25 May 2021.
- 5 Times of India, Jun 08, 2021.
- 6 The Hindu, May 24, 2021.
- 7 The Hindu Business Line, July 06, 2021.
(ウェブサイト最終閲覧：2021年7月7日) (海外情報担当 北澤謙)

OECD

公共雇用サービス・積極的労働市場政策に追加投資が必要と提言

OECD(経済協力開発機構)は2021年4月、政策ブリーフ「新型コロナウイルスからの回復における、人々を仕事と結びつける政策の拡大(Scaling up policies that connect people with jobs in the recovery from COVID-19)」を発表した。OECDは同文書のなかで、各国政府が新型コロナウイルス危機に対応するために行った、積極的労働市場政策(Active Labour Market Policies)、および公共雇用サービスの調整について分析。そのうえで、今後数年間にわたり追加の財政支出が必要であると指摘している。以下はその概要。

積極的労働市場政策への支出が増加

多くの国が新型コロナウイルスによる不況に迅速に対応するため、積極的労働市場政策への支出を増加させた。積極的労働市場政策はカウンセリング、

トレーニング、および最も苦勞している人々に合わせた包括的な支援を通じて、失業者の迅速な職場復帰支援や、衰退産業から成長産業への労働力移動の促進に役立つ。

積極的労働市場政策は、労働市場サービスと積極的労働市場措置の2つの領域に分類される(図)。OECDおよび欧州委員会が2020年末に実施したアンケート調査結果によると、回答した国・地域(46カ国)の63%が2020年に労働市場サービスの予算を増加させ、73%が積極的労働市場措置の予算を増加させた。2018年と比較した2020年の積極的労働市場措置への支出は、ハンガリーで21%、ポルトガルで30%増加し、スイスでは20%程度増加すると推定している。一方、難しい選択をしなければならない国も多くあった。例えば、メキシコでは優先事項やコロナによる健康危機

図 積極的労働市場政策の2つの領域

に対処するために積極的労働市場政策の予算を減少させ、スペインでは失業手当にかかる支出の増加に伴い他の措置への支出を減少させた。

多くの国・地域が労働市場サービスに追加の資金を投入して、公共雇用サービス(職業安定機関)のスタッフを増やした。各国政府がロックダウンや社会的距離措置を導入した2020年3~4月、求職者数と雇用維持スキームの申請者数が急増し、公共雇用サービスに打撃を与えた。これに対処するため、調査回答国・地域の67%は、即時的な対応として公共雇用サービスの既存のスタッフの再配置を行った。しかし、スタッフの再配置だけではサービスの継続性を確保するのに十分でないことが多く、調査回答国・地域の54%が2020年に公共雇用サービススタッフを増員した。

公共雇用サービス運用モデルの変更

調査回答国・地域の90%近くが、コロナ危機への短期的な対応の最も重

積極的労働市場政策

労働市場サービス

公的(または公的資金による民間)雇用サービスの提供と、以下のような管理を行う。

- 求職者のカウンセリングとケースマネジメント
- 求職活動に必要な費用の援助
- 雇用主に対する職業斡旋および関連サービス
- 給付金の管理(失業給付、雇用維持スキーム、余剰人員や倒産の補償を含む)

積極的労働市場措置

失業者に加えて、就労を希望するが求職活動をしていない者や、非自発的な失業の危険性がある被雇用者などの密接に関連するグループを対象とした、以下のような措置を指す。

- トレーニング
- 雇用奨励策
- 保護・支援付き雇用やリハビリテーション
- 直接的な雇用創出
- 起業奨励策

資料出所: OECD (2021)

要な要素として、公共雇用サービスの運用モデルの変更をあげている。具体的な変更点は、主に次の6つである。

- (1) プロセスのデジタル化、リモート経路の強化、クライアントとバックオフィスのプロセスの自動化。
- (2) クライアントとスタッフのプロセスの簡素化。
- (3) 施設内の健康ガイドラインを満たすためのプロセスの適応。
- (4) 統計と管理情報の質と適時性を高めるための新しいツールの採用。
- (5) スタッフやクライアントへのコミュニケーションの適応。
- (6) スタッフの再配置、スタッフの増員、スタッフのトレーニング。

新型コロナウイルスの影響により対面でのサービス提供が突然停止したため、公共雇用サービスのデジタル化がその影響を軽減するのに役立った。パンデミック前から包括的な電子サービスをすでに提供していた公共雇用サービスは、対面での対応を必要とせずにクライアントにサービスを提供することができ、積極的労働市場政策の提供能力を維持することができた。

公共雇用サービス・積極的労働市場政策へ追加投資が必要

各国は現在、主に公共・民間雇用サービスの運用モデルの変更を中心としたコロナ危機への短期的な対応から、積極的労働市場政策の設計とターゲット、および新しい積極的労働市場政策の提供モデルに焦点を当てた中長期的な戦略へと移行している。

より多くの失業者に対する適切な支援の継続を確保し、衰退産業から成長産業への労働力移動を促進するために、

公共雇用サービスおよび積極的労働市場政策への追加投資が今後必要である。これは、パンデミックで大きな被害を受けた産業が数多く雇用していた、女性、若者、低スキルの労働者など、いくつかの脆弱なグループの労働市場への再統合を促進するためにも重要である。各国政府は、次のことを行う必要がある。

(1) 公共雇用サービススタッフの増員

公共雇用サービスは高品質のサービスを提供し、継続的に多くの求職者に積極的労働市場政策を包括的に提供するために、2021年に追加のスタッフを必要とする可能性がある。調査回答国・地域の49%が、2021年に公共雇用サービススタッフをさらに増やす計画を報告している。例えば、フランスやイギリスの公共雇用サービスは、地方事務所におけるサービスの最前線のスタッフを増やし、若年者向けの新たな雇用プログラムを提供するために、追加のスタッフを雇う予定である。

(2) 公共雇用サービスのデジタル化と自動化の強化

公共雇用サービスのプロセスは2020年に大幅に改訂されたが、デジタル化と自動化の強化など、プロセスをよりスリムで効率的にするためのさらなる取り組みが今後も重要である。各国は、パンデミックの際にこれらの分野で行われた多額の投資を基盤とすべきである。

(3) 積極的労働市場政策の自動財政調整メカニズムの導入

積極的労働市場政策の自動財務調整メカニズムを備えている国は、ごく少数である。例えば、デンマークやオラ

ンダ、スイスでは、失業率の上昇に伴い、労働市場サービスや積極的労働市場措置の予算が自動的に増加する。スウェーデンは他国よりも早く積極的労働市場政策の予算を修正することに成功している。これは長期失業率の上昇に伴い、給付金と積極的労働市場政策の両方に利用できる資金が自動的に調達されるためである。今後、このようなメカニズムを導入することで、労働市場のニーズの変化により敏感に反応できるようになる。

(4) 構造的な能力の制約への対処

各国は復興計画の一環として、積極的労働市場政策規制の調整、雇用サービスの組織的設定の適応、積極的労働市場政策の資金調達や対応の柔軟性の向上、全ての関係者間の緊密な協力と調整を可能にすることで、構造的な能力の制約に対処する必要がある。調査回答国・地域の半数以上が、新型コロナウイルスへの対応を促進するために必要な主要な要因として協力と調整をあげている。調整と確立されたガバナンスモデルは、積極的労働市場政策の責任の大部分が地域または地方レベルの当局にある、分散型システムで特に重要になっている。

【参考資料】

OECDホームページ

(<http://www.oecd.org/>)

Scaling up policies that connect people with jobs in the recovery from COVID-19”

OECD東京センター

(<http://www.oecd.org/tokyo/>)

(海外情報担当)

ILO

100カ国1万2,000人のデータを分析——デジタル労働プラットフォームの成長と課題

過去10年間で約5倍に成長

デジタル労働プラットフォームは、最近10年間で急速に成長。世界におけるインターネット基盤型および活動地点基盤型プラットフォームの数は、2010年には142あったが、2021年1月時点で少なくとも777まで増加した。2010年から2020年までにインターネット基盤型は3倍、活動地点基盤型は10倍近く成長している。

多くのプラットフォームがデータを公開していないため、労働者数を推定することは難しいが、プラットフォーム労働者は供給過多の傾向にあり、仕事を得るための競争が激化し、作業単価に下押し圧力がかかっている。

主なインターネット基盤型プラットフォームに掲載された仕事の数と登録労働者数（アクティブなアカウント以外も含む）を比較すると、COVID-19パンデミック期間中も含めて需要と供給の両方が増加しているものの、供給が需要よりも急速に増加している（図）。

国際労働機関（ILO）は2021年2月、「世界の雇用及び社会の見通し2021年版：変容する仕事の世界におけるデジタル労働プラットフォームの役割（World employment and social outlook 2021: The role of digital labour platforms in transforming the world of work）」と題する報告書を発表した。ILOが2017年から2020年に行った複数の調査をもとに、世界100カ国の対象分野で働く約1万2,000人の労働者のデータをまとめ、顧客と労働者を仲介するデジタル労働プラットフォームの現状と課題を示している。以下は主な内容。

プラットフォームとプラットフォーム労働者の特徴

労働者と顧客や消費者を仲介するデジタル労働プラットフォームは、主に「インターネット基盤型（オンラインベース）」と「活動地点基盤型（ロケーションベース）」の2つに分けられる。

インターネット基盤型では、労働者は顧客のタスクをオンラインで引き受けサービスを提供する。翻訳、データ分析などのスキルを持つ労働者と顧客をマッチングするフリーランスプラットフォーム、デザインなどを中心としたコンテストベースプラットフォーム、複雑なプログラミングなどを指定時間内に解決する競技プログラミングプラットフォーム、短時間かつ単純な課題に特化したマイクロタスクプラットフォームなどの種類がある。

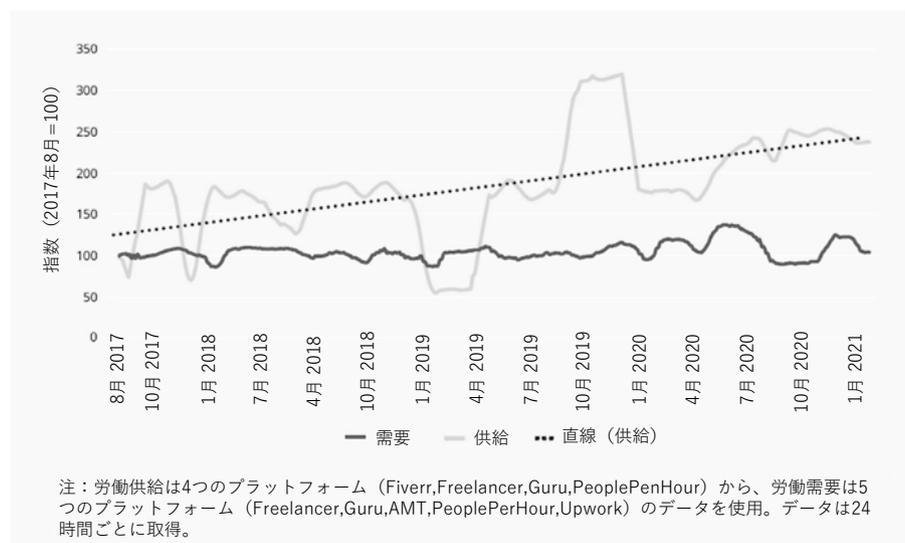
これに対して活動地点基盤型に

は、乗客と運転手をマッチングするタクシー配車サービス、料理や日用品を配達するデリバリープラットフォームなどがある。

アラブ諸国、アフリカ、アジア、太平洋、東欧、ラテンアメリカ、カリブ地域において、従来の形態もしくはアプリベースでタクシーやデリバリーのサービスを提供する労働者を調査対象とした。インターネット基盤型と活動地点基盤型のいずれも、労働者の大半は35歳以下の若年者だった。男性が多く、女性の割合はインターネット基盤型では4割程度、活動地点基盤型では1割未満だった。

また、インターネット基盤型では約3分の1の労働者がプラットフォーム労働を主な収入源としていた。活動地点基盤型では、圧倒的多数の労働者（従来の形態およびアプリベースの合計では、タクシー労働者の84%、デリバリー労働者の90%）がプラットフォーム労働を主な収入源としていた。

図 主要なインターネット基盤型における労働需給の推移(2017-2020)



資料出所：ILO（2021）

途上国のタクシー労働者の9割が収入減

インターネット基盤型プラットフォームはパンデミック下でも成長を続けており、一部

のデリバリー労働者は仕事が増加したと回答した一方で、タクシーおよび大部分のデリバリー労働者はCOVID-19によって深刻なダメージを受けた。アプリベースのタクシーおよびデリバリー労働者、従来の形態のタクシーおよびデリバリー労働者を対象に行ったCOVID-19の災害時迅速評価調査(注)では、調査時に就業可能であった労働者のうち、約90%のタクシー労働者と約70%のデリバリー労働者が収入の減少を報告した。

投資と収益の世界的な分布は地理的に不均等

デジタルプラットフォーム投資の96%はアジア、北米、ヨーロッパが占めており、収益の約7割が米国と中国の2カ国に集中している。特に、インターネット基盤型では、先進国の仕事を発展途上国（インド、フィリピン、ウクライナなど）の労働者が相対的に安価で引き受けている。このような状況は、デジタルインフラが強靱ではない発展途上国の中小企業の事業活動を妨げ、経済的な不平等を拡大するおそれがある。また、一部のプラットフォームでは、特定の発展途上国在住の労働者に対してアカウントを開設させず排除し、より条件の良い仕事を先進国在住の労働者に提供するという恣意的な行動が報告されている。

表 タクシーおよびデリバリー分野の保険加入率(%)

	健康保険	業務災害	失業保険	障害保険	年金
アプリベースのタクシー	51	27	5	4	18
従来のタクシー	52	23	3	3	14
アプリベースのデリバリー	53	31	7	6	17
従来のデリバリー	40	31	16	4	23

資料出所:ILO (2021)

業務上の安全、健康、社会保障の現状と保護の必要性

活動地点基盤型プラットフォームの業務は安全や健康面でのリスクが高く、アプリベースのタクシー労働者の約10%とデリバリー労働者の約21%が業務上のけがや事故の経験があると回答した。しかしアプリベースのタクシーとデリバリー労働に従事している労働者のうち健康保険に加入している労働者は約半数であり、失業保険に加入している労働者は10%未満であった。公的もしくは私的な年金制度には20%程度の労働者が加入していた。業務災害保険に加入しているアプリベースのタクシー労働者は27%、デリバリー労働者は31%であった。障害保険に加入しているアプリベースのタクシー労働者は4%、デリバリー労働者は6%のみであった(表)。

団体交渉権の欠如

プラットフォーム労働者の団体交渉権の欠如が大きな問題となっている。日本、カナダ、アイルランド、スペインなど一部の国は特定のカテゴリーの従属的自営業者に例外を導入して団体交渉権を認めてはいるものの、多くの国が被雇用者ではない自営業者の団体交渉を禁止している。ILOは、プラットフォーム労働者の労働条件に関する諸問題を解決するために団体交渉と結

社の自由を政策として推進するよう求めている。EUでは現在その議論が行われており、ドイツ、イタリア、スペインなどの加盟国はある程度の団体交渉権を承認する見込みである。

ILOは、プラットフォーム労働者が被雇用者であるかどうかを問わず労働者としての権利と社会的保護の恩恵を享受すべきであると主張する。プラットフォーム労働者に対してもILOが推進する「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」を提供すべきであり、そのためには、プラットフォームおよびプラットフォーム労働者、政府によるソーシャル・ダイアログの促進や政策の推進、規制の強化によって対応していく必要がある。

[注]

チリ、インド、ケニア、メキシコで実施

【参考資料】

ILOホームページ

(<https://www.ilo.org/global/lang-en/index.htm>)

ILO資料 World Employment and Social Outlook 2021 The role of digital labour platforms in transforming the world of work

ILO駐日事務所ホームページ

(<https://www.ilo.org/tokyo/lang-ja/index.htm>)

ILO駐日事務所 (23/02/2021) ILO新刊: デジタル経済の急成長によって要請される整合性ある政策対応

(海外情報担当)